

令和7年9月2日
障 害 福 祉 部
障 害 保 健 福 祉 課

放課後等デイサービス利用料負担軽減補助の実施について

1 主旨

障害児を育てる保護者が、子どもの発達状況等に応じた療育を適切に利用できるよう、児童福祉法に基づく就学児童が利用する放課後等デイサービス（障害児通所支援）について、令和8年7月から区独自に利用者負担軽減補助を実施することを報告する。

2 障害児通所支援の利用者負担の現状

(1) 利用者負担上限月額について

障害児通所支援の利用者負担は、児童福祉法等の規定に基づき1割負担を基本に、世帯の所得状況に応じて、利用者負担上限月額が「0円」、「4,600円」、「37,200円」の3区分が設定されている。

このうち未就学児童が利用する児童発達支援は、令和7年9月から東京都が実施する0～2歳児の利用料無償化により完全無償化となるが、就学児童が利用する放課後等デイサービスについては、利用料負担が継続する。

(現在の利用者負担上限月額)

所得区分	内容	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	保護者の方の収入が80万円以下の区民税非課税世帯	0円
低所得2	低所得1以外の区民税非課税世帯	0円
一般1	区民税所得割額28万円未満の区民税課税世帯	4,600円
一般2	上記以外の方	37,200円

(2) 放課後等デイサービス利用料に対する課題

放課後等デイサービスの利用にあたっては、利用者負担上限月額における一般1の「4,600円」と一般2の「37,200円」に大きな差があり、一般2の利用者の負担感は大きく、積極的に利用しづらい状態となっている。

加えて、令和7年9月から児童発達支援は完全無償化となることから、就学後に放課後等デイサービスを利用すると新たに利用者負担料が発生することになり、利用をためらう保護者が増えることが懸念される。

こうしたことを踏まえ、就学前後での利用料負担軽減を図りつつ、その後も放課後等デイサービス利用者が適切に療育を利用できるよう、新たな負担軽減策を講じる必要がある。

(令和7年9月以降の利用者負担上限月額)

	児童発達支援（0～5歳児）	放課後等デイサービス（6～18歳）
一般1利用者 (4,600円)	利用料無償化	利用者負担上限月額 4,600円
一般2利用者 (37,200円)	利用料無償化	利用者負担上限月額 37,200円

3 区独自の負担軽減策について

障害のある子どもを持つ家庭の負担及び上限額の格差を軽減し、子どもの発達状況等に応じた療育を適切に利用できるようにするため、一般1及び一般2の利用者負担上限月額を現行の1/2に引き下げる。国の利用者負担上限月額との差額については区が負担する。

所得区分	内容	国が定める利用者負担上限月額	新たな区独自上限額案
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	保護者の方の収入が80万円以下の区民税非課税世帯	0円	0円
低所得2	低所得1以外の区民税非課税世帯	0円	0円
一般1	区民税所得割額28万円未満の区民税課税世帯	4,600円	2,300円
一般2	上記以外の方	37,200円	18,600円
一般1と一般2負担上限額の差額		32,600円	16,300円

4 所要経費（令和8年度）

(1) 歳出予算

23,317千円

<内訳>

①放課後等デイサービス利用料負担軽減補助 17,973千円

区月間負担額1,997千円×9か月分

②通知文及び受給者証再発行郵送費 344千円

一般1及び2対象者1,560人×110円×2回

③負担軽減対象者のシステム入力作業、通知文等の封入封緘作業等委託

約5,000千円

(2) 歳入予算

なし

5 今後のスケジュール (予定)

令和7年9月～ 事業実施に向けた検討・準備

令和8年4～6月 利用者及び事業者への周知、交付決定、受給者証再発行

7月 負担軽減補助開始

【参考】

放課後等デイサービスの所得区分ごとの利用者の状況 (令和6年9月時点)

所得区分	上限月額	人数
生活保護、低所得1・2	0円	125人
一般1	4,600円	739人
一般2	37,200円	817人
合計		1,681人